

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社進興工業社
住所： 東京都荒川区東日暮里五丁目10番10号
2. 指名停止措置期間 自 令和5年4月20日 2週間
至 令和5年5月3日

3. 事実概要

株式会社進興工業社は、令和2年11月6日、荒川遊園（仮称）キャンディハウス外5棟建築及び改修工事において、通路及び作業用に設けた高さ2.7メートルの足場上で作業を行っていたところ、足場の一部に手すりを設ける等の墜落防止措置を講じておらず、作業員1名が墜落し、死亡する工事関係者事故を発生させた。この件について、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反により各々罰金刑に処せられた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第1第8号に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第8号>

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|------------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8. 一般工事の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内 |

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564